【意見（例）】

　川内原発における今回の審査書では全体的に、「○○を設置する」や「○○を整備する」という方針を申請者が示したことで、「規定に適合していること」「ガイドを踏まえていること」を「確認した」としています。

しかしこれらは、工事計画認可や保安規定変更認可を得て実際に設置･整備され、使用前検査を経ることで初めて適合するものであり、そのことを明記すべきであると考えます。

　また、具体として以下の●点にわたり、今回の適合性審査に関する問題点について指摘します。

　まず第１に、**＜以下から数点を選択して挿入してください＞**

|  |
| --- |
| **①原子炉安全専門審査会の不関与について、**旧原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会は、原子炉設置変更許可に際し、行政庁審査のダブルチェックを行ってきました。しかし、今回の審査においては何らの関与もしていないように見受けられます。ダブルチェックは合理的でないとしても、原子炉安全専門審査会委員を審査会合に参加させるべきではなかったでしょうか。    **②高経年化問題について、**本審査書において高経年化の問題は対象外でがありますが、１号炉が1984年７月、２号炉が1985年11月に運転開始し、１号炉は2014年、2号炉は2015年に運転期間が30年を超える状況にあります。１号炉については、「高経年化技術評価書」が審査中ですが、各種設備が経年劣化を起こしている１・２号炉ともに、本審査書と同期して高経年化に関する慎重な審査が必要と考えます。そうでなければ、審査すべき設計方針が実現可能か判断ができないものと考えます。  　およそ30年に及ぶ運転経歴をもつ川内原発には、必ず、配管系に経年劣化が生じていると見なさなければなりません。特に、放射線レベルが高く十分な時間をかけて検査できない箇所があるので、計算で疲労レベルを推定することになるが、計算条件に30年間に経験した地震動と熱履歴による影響を最も厳しく算定したうえで、判断をしなければならないと考えますし、その詳細な審査結果を求めます。    **③避難について、**原子力災害対策指針を作成したにもかかわらず、指針に適合しているか否かを審査しないのは無責任ではないかと考えます。現にアメリカの原子力規制委員会では、避難計画を審査対象としています。この審査を行ってこそ「災害の防止」が担保されるのではないでしょうか。  その点からいえば、原子力規制委員会自らが当然、主体的に計画の策定に関与し、本審査書においても、策定状況およびその実効性を、確認する責務を有しているはずであると考えます。    **④地震について、申請者は**2014年３月５日の審査会で、基準地震動を540 cm/s2から620 cm/s2に変更し、この変更について「規制委の担当者は『九電の意識が高かった』と評価」（2014年７月16日付毎日新聞）されていますが、2014年３月14日付読売新聞は「九電は、『すべてに反論していたら再稼働が遅くなる』（幹部）と、規制委の意向に沿って想定される地震の揺れ（加速度）を、申請時の540ガルから最終的に620ガルに修正。カギとなる最大の地震の揺れ（基準地震動）の審査をクリアできた。九電幹部は引き上げの根拠について『ある意味、エイヤっと大きくした部分もある』と話した」と報じています。  今回の申請で変更された数値は、申請者の意識が高かったわけではなく、申請者の「損得勘定」（７月18日付朝日新聞）の結果として出されたものと見受けられます。なんら科学的でもなく、2013年７月の「大飯３・４号機の現状評価書」で否定された「新規制基準を満たす最低値を探ろうとするかのような姿勢」そのものではないでしょうか。  また、申請者は2008年の岩手・宮城内陸地震と2000年の鳥取県西部地震について、震源を特定せずに策定する地震動の対象から排除し、原子力規制委員会はこれを確認しています。しかし、過去10年で５回にわたって想定した基準地震動を超過する地震が発生している以上、過去の基準地震動策定方針は根本から見直すべきであり、日本における既知の最大地震動を排除するべきではないと考えます。    **⑤火山について、**申請者は発生間隔を９万年と想定していますが、これは鹿児島地溝全体としての噴火の発生間隔を平均したものです。しかし、噴火の発生間隔は平均で出せるものではなく、極めて非科学的な導き方であるといわざるを得ません。そのような想定を前提にしていては、現実性に欠ける対策しか提示されないのはもちろん、審査が行われていないも同然であると考えます。  さらに、現在、活動の可能性が確認された場合にはモニタリングを強化することが対策とされています。しかし、原子炉の停止、燃料の取り出しを行う条件、輸送等に要する時間や燃料の輸送方法、輸送先等は現在でも検討可能で、本審査書で検討すべき内容であり、具体的で明確な方針があるべきだと考えます。    **⑥流入地下水について、**福島第一原発では、１日あたり400トンの汚染水が新たに増えており、事故処理の困難さの最大の原因になっています。これは流入地下水に起因しています。川内原発も現状で１日あたり300トンの地下水を汲みあげており、事故が起こると福島第一原発と同じような難題が生ずるおそれがあると考えます。  審査書ではこの点、「耐震性を有することから外部の支援を期待することなく排水可能である」としていますが、津波による破壊、ガレキの井戸への混入等によって使用できなくなることも想定・検討するべきであると考えます。 |

以上のことから、川内原発における今回の新規制基準にもとづく適合審査は、私たち国民の原発再稼働への不安を拭払するには不十分なものであると言わざるを得ません。

福島第一原発事故以降、多くの国民が原発の再稼働問題に不安や関心を持っているにもかかわらず、電力事業者は『再稼働ありき』で「どうすれば万が一、事故が起こってしまった時に、地域や市民の安全・安心を確保できるか」ではなく、「どう報告すれば再稼働のゴーサインをもらえるか」という考えが透けて見えます。

　福島第一原発事故に見られるように、「想定外」という事態は文字通り事前に想定できるものではありません。そのような中にあって、貴委員会におかれましては慎重に慎重を期し、できうる限りの最大限・最悪の事態を想定しながら厳格な対応をいただきたいと考えます。